

# 特別定額給付金の申請はお済みですか？

申請期限は  
令和2年  
8月26日(水)  
(消印有効)

## 1人につき10万円

羽曳野市では、5月25日に特別定額給付金の申請書を発送しました。申請期間は令和2年8月26日(水)【消印有効】までとなりますので、お早めに申請をしてください。期限をすぎますと、特別定額給付金を受給できませんのでご注意ください。

また、申請書が届かない方がおられましたら、お問い合わせください。

現在、4万件を超える非常に多くの申請をいただいております。

そのため、申請いただいてから給付まで、**1カ月以上**の期間をいただく場合がございます。できるだけ速やかな給付を目指して作業を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

### 申請書を提出されるまえに、もう一度ご確認ください！

すでに申請いただいている方の中で、「申請者の本人確認書類」と「振込先口座がわかる書類」の添付をお忘れの方が非常に多くなっております。これから申請いただく方はご注意ください。

### 「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください！

不審な電話やメールを受け取ったら、迷わず以下へご相談ください。

- ▶ お近くの警察署
- ▶ 警察相談専用電話 (#9110)
- ▶ 羽曳野市役所
- ▶ 消費者ホットライン「188」(局番なしの3桁)
- ▶ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン「0120-213-188」

☆特別定額給付金について詳しくは以下の URL または QR コードから  
<https://kyufukin.soumu.go.jp> (総務省 特別定額給付金特設サイト)



- ▶ お問い合わせはこちら 特別定額給付金コールセンター  
☎ 0120-26-0020 9:00～18:30 (休日問わず)

市長公室 特別定額給付金事業推進チーム

☎ 072-947-0115 (直通) 9:00～17:30 (土・日・祝日を除く)